

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730099

研究課題名(和文) 三角関係型不当利得の国際的動向

研究課題名(英文) the third party enrichment problem in foreign countries

研究代表者

瀧 久範 (TAKI, Hisanori)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：40508636

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：多数当事者間の不当利得当事者決定問題について、振込事故のケースを中心に、諸外国の法制度および法理論を分析した。その結果、銀行の受領者に対する不当利得返還請求権の成否について、受領者が支払人に対して債権を有していることが重要なファクターとなっているが、そのことと銀行の支払行為との関係は議論が不十分であることが分かった。

研究成果の概要(英文)：Bank transfer is one of the most important matters in "the third party enrichment problem" in unjust enrichment law. In foreign countries, when an unauthorized payment is done, the bank's restitutionary claim against the recipient depends on whether the recipient has a claim against the payer or not. But I found that the discussion about the relationship between this fact and the bank's payment is insufficient.

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：若手研究(B)

キーワード：民法 不当利得 銀行取引 振込

1. 研究開始当初の背景

・日本法の現状

意思に基づく財産移転の過程(基礎的法律関係)それ自体に瑕疵がある場合、当該財産移転は不当利得に基づいて巻戻される。そして、この巻戻しにあっては、財産移転の有意性から、当該財産移転はそのまま逆戻しにはされず、基礎的法律関係およびその他の事情(以下では、まとめて基礎事情とする)の影響を受けるということが一般に承認されている(加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』(1986年))。従来の類型論は、契約法と所有権法との峻別を理論の基礎として、給付利得とその他の利得とを大別し、それぞれに独自の要件・効果を考える。しかし、ここでは、基になる契約制度・所有制度を直接的に価値評価基準として用いてしまうために、財産的利益の変動に対する当事者(損失者・利得者・それ以外の第三者)の関与を個別具体的に吟味することを放棄し、不必要に単純化されてしまっている。

このことは、とくに、財産移転に多数の者が関与する場合で、単に財産移転が連鎖するのではなく、ある債務者B・債権者C間の履行関係に独立した第三者Aが給付仲介者として介入するといういわゆる三角関係型(振込取引や小切手取引といった指図型の銀行取引が典型)の場合における不当利得関係の当事者を確定するに際して顕在化する。すなわち、一方では、契約法理が支配する給付利得においては、契約リスクの分配という観点から、瑕疵ある原因関係当事者間で利得調整が行われるべきであり、原因関係当事者以外の第三者に対して不当利得返還請求を行うことはできない、という原則(契約関係自律性の原則)を中心に据え、契約の清算という観点を強調する見解が主張され(好美清光「不当利得法の新しい動向について(上)(下)」判例タイムズ386号15頁・387号22頁(1979年))。他方で、客観的帰属理論により決定された給付関係が不当利得関係になるとする見解が主張されている(四宮和夫「給付利得の当事者決定基準—三者不当利得の場合—」同『民法論集』(1990年))。しかし、後者については、結局のところカズイステイクな解決になっていると言わざるを得ない。また、前者については、これまでの申請者の研究により、次のような問題が明らかとなった。すなわち、上記 および は、それぞれ、現実に財産を受領していない原因関係当事者は、それにもかかわらず相手方の出捐について不当利得責任を負うのかという問題と、出捐者は、事実上の財産受領者から、この者と自己の相手方との間の法律上の原因を主張されることによりこの者に対する不当利得返還請求を拒まれてしまうのかという問題とに分けることができ、それ

ぞれ別個独立に判断しうるものであり、契約関係自律性の原則は の問題を解明する基準となりうるにすぎない。また、三角関係型不当利得で考慮しうる基礎事情は、二当事者間の調整とは異なり、原因関係レベル(原因関係の設定、原因関係に対する給付であるということ)のものとは財産処分レベルのもの(第三者に直接に財産移転が行われる原因)とが考えられ、 の問題を解明するに当たり、いずれが作用するのかを検討する必要があるにもかかわらず意識されていないのである。

申請者は、この研究の過程で、個別具体的な紛争解決の基準たりうる類型化を形成するためには、財産的利益の変動に対する当事者の関与を個別具体的に吟味する必要性を認識した。もっとも、日本の裁判例では三角関係型の事例は多くなく、現状では諸外国の動向に目を向けざるを得ない。

・英米独仏の動向

不当利得制度については、歴史的経緯により各国の規律の仕方自体がきわめて多様であり、各国の財産法におけるその位置づけは様々ではあるが、Peter Schlechtriem, Restitution und Bereicherungsausgleich in Europa Bd.2(2001)によれば、日独において指図型の銀行取引で不当利得が問題となる事例は、基本的には英米仏においても不当利得制度(あるいは原状回復制度)で処理されているようである。そして、各国とも判例の蓄積が十分にある。これまで、独法については、後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』(1986年)英米独法については、岩原紳作『電子決済と法』(2003年)による紹介が行われているが、いずれも不当利得制度をどのように理解するかには関心がないため、この点は明らかにされていない。したがって、個別具体的な紛争解決の基準たりうる類型化を形成するという視点から、不当利得が問題となる指図型の銀行取引に関する判例・学説を分析する必要がある。

また、近時、ヨーロッパにおける不当利得法の平準化・統一が模索されており、CFR草案が提出されるなど、活気を帯びている。しかしながら、そこでも三角関係型不当利得については、明確な規定が置かれておらず、国内レベルの議論の成熟を待っているかのようである。それゆえ、今後の議論の進展も期待できる。

2. 研究の目的

本研究は、日本における近年の不当利得類型論の混迷状況に鑑み、三角関係型不当利得に関する英米独仏の判例・学説の動向を比較することを手法として、個別具体的な紛争解決の基準たりうる類型化を形成するための視座を獲得することを目的とする基礎的研

究である。英米独仏において不当利得が問題となる指図型の銀行取引で、支払銀行の支払行為を委託者に帰責できない事例に関する判例・学説を機能的に観察して、出捐者(支払銀行)は、事実上の財産受領者(支払受領者)から、この者と自己の相手方(委託者)との間の法律上の原因を主張されることによりこの者に対する不当利得返還請求を拒まれてしまうのかという問題に対して、(1)何が解決に影響を与える基礎事情となり、(2)その基礎事情がどのように作用するのかについて、法系による根本的な法制度の違いや各国法の多様性を超えて共通の処理が見られるのかどうかを明らかにする。

3. 研究の方法

・総論

以上のような研究目的をもって研究を進めるにあたっては、国内状況の分析を並行させながら、英米独仏の動向を精査することとなる。前述のように各国ともに不当利得が問題となる指図型の銀行取引に関する判例が多数存在していることから、学説の対応に留意しながらこれらを整理することが中心的な作業となる。もっとも、英米仏にあっては、日本の不当利得制度と大きく異なるので、それぞれの財産法における不当利得法の位置づけを確認しなければならない。これには、文献の講読に加えて、各国の研究者との交流も必要となる。

・各論

まず、英米独における不当利得が問題となる指図型の銀行取引に関する判例・学説を分析する。そのために、準備作業として、この問題に関する判例・文献を収集し、整理した。この問題は十分な議論の蓄積があり、収集する資料は国内外あわせて大量になることが予想されるため、とくに資料の整理が重要となる。そして、作業の中心は、それらの分析となる。また、英米独法を比較するものとして、Dennis Solomon, *Der Bereicherungsausgleich in Anweisungsfällen* (2004)が公表されており、これを足がかりとして各国の分析を行うことができる。もっとも、英米法の原状回復制度は日本の不当利得制度と大きく異なるため、財産法におけるそれらの位置づけに留意する必要があり、この分析も並行して行った。

また、ドイツでは民法典中の振込法(支払サービス法)の改正、アメリカでは第三次原状回復・不当利得リステイトメント、イングランドでは Andrew BURROWS, *A RESTATEMENT OF THE ENGLISH LAW OF UNJUST ENRICHMENT*、ヨーロッパ全体としてヨーロッパ不当利得法原則が公表されており、これらの分析も行った。

英米独法に関する知見をもとに、仏における不当利得が問題となる指図型の銀行取引

に関する判例・学説を分析する。仏法の動向を簡潔に述べるものとして、Peter Schlechtriem, *Restitution und Bereicherungsausgleich in Europa Bd.2* (2001)があり、これを足がかりとして分析を行うことができる。また、仏法については現在債権法の改正作業が進んでおり、この動向にも注目する必要がある。さらに、仏法の不当利得制度は日本のそれと大きく異なるため、財産法におけるその位置づけに留意する必要があり、この分析も並行して行う予定であった。

申請者は、京都大学法学部図書館を利用することができ、日本法および英米独法に関する資料の多くの部分を収集することが可能である。また、必要に応じて、蔵書の豊富な東京大学附属図書館・同外国法文献センター等で調達することを予定している。

また、申請者は、平成21年度に引き続き、基盤研究(A)「不当利得法の国際的現状と動向」(研究代表者：松岡久和教授)に研究分担者として参加した。これには、現在、在外研究を行っている研究者も研究協力者として参加しており、国内では入手困難な英米独法の資料の入手を依頼することが可能である。また、この研究では、欧米の研究者を招聘して研究会を行っており、アップトゥデートな情報を入手することが可能となった。さらに、この研究には、国内の有力な不当利得研究者が多数集まっており、必要に応じて収集すべき文献についての助言を受けた。

4. 研究成果

各国法等をそれぞれ次のように分析した。

・ドイツ法

ドイツ法については、まず裁判例を網羅的に検討し次のような分析に至った。すなわち、指図が有効性を欠く場合について、それでもなお指図者に被指図者の出捐を帰責することにより権利外観法理を用いて受領者の保護を図るという法理が形成され、一般論としては指図が有効な場合と同じく指図の無因性による処理が認められるに至った。しかし、個別には、受領者が指図者に対して原因関係上有効な債権(対価関係)を有していることが、受領者の信頼を認めるうえで重要とされている裁判例も散見され、単純に指図の無因性によってではなく、各当事者の指図レベルおよび原因関係レベルにおける利益状況を総合的に判断して受領者の保護を決していると評価した。

次に、ドイツ支払サービス法改正について分析を行った。拙稿「三角関係型不当利得とドイツ民法675u条」において、旧法下での判例多数説が、指図が有効性を欠く場合を二分して処理すべきと解していたところ、改正にあたってはとくに議論されることなく、ドイツ民法675u条において、指図(支払委託)が有効性を欠く場合(無権限支払処理)すべ

てについて、被指図者(支払サービス提供者)の指図者(支払人)に対する支払サービス契約に基づく費用償還請求を否定されることになった。これを踏まえて、学説では、旧法下の法理論がなお妥当すると主張する立場と、一元的に処理するという立法的解決が図られたと主張する立場が鋭く対立していることを紹介した。

・イングランド法

イングランド法では、Barclays Bank Ltd 対 WJ Simms 事件を足がかりに本問題を検討した。そこでは、支払指図に瑕疵がある場合には、銀行の受領者に対する錯誤に基づく支払いと評価したうえで、受領者が善意かつ対価関係を有するとして銀行の直接請求が否定された。学説でもこれが受け入れられているようであるが、判例学説とも、銀行の指図実行によりなぜ対価関係に弁済の効果をもたらすのかについては、明らかにはされていない。

また、Andrew BURROWS, A RESTATEMENT OF THE ENGLISH LAW OF UNJUST ENRICHMENT を精読した。ここでは、総論として、英米法的「不当性要素」アプローチと大陸法的「法律上の原因の欠如」アプローチとの融合を目指す内容が提案されており、比較法上示唆に富むものであった。しかし、アメリカ第三次原状回復・不当利得リステイトメントと異なり、細部は省略して不当利得法理論の骨子を明らかにすることが目的とされているとはいえ、三角関係型の事例に関しては、規定はおろかコメント上でもほとんど扱われておらず、Barclays Bank Ltd 対 WJ Simms 事件以降一定の議論がなされていたこの問題に大きな影を落とすのではないかと危惧される。

・アメリカ法

アメリカ法については、第三次原状回復・不当利得リステイトメントを分析した。ここでは、イングランド法におけるのと異なり、三者関係に関する規定があるほか、第一次リステイトメントでは別々に配置されていた、bona-fide purchaser rule と、discharge for value rule が「第 8 章原状回復に対する抗弁」において、change of position rule に続けて置かれた。

・フランス法

フランス法については、いくつかの判例を検討するとどまったが、支払指図に瑕疵がある場合については、不当利得法の問題としたうえで、瑕疵のリスクは支払人ではなく銀行が負うのが原則となっている。その際の受領者に対する銀行の直接請求については、対価関係の存否が重要なファクターとなっている。しかし、銀行の指図実行によりなぜ対価関係に弁済の効果をもたらすのかについては、明らかではない。

・ヨーロッパ不当利得法原則

ヨーロッパ不当利得法原則においては、三角関係型不当利得の問題は、因果関係(帰因性、4:101 条)の中で論じられるのではなく、第三者に対する債務の履行(2:102 条)で論じられている。そこでは、契約を締結した者はその有効性を問わずに相手方の無資力リスクを負担すべきことを原則とし、支払人の受領者に対する直接の不当利得返還請求権を原則として否定する内容のルールが提案された。一方で、受領者の保護の根拠を対価関係における弁済の効力発生にみるとの表現もあり、両者の関係をどのように解すべきかがあいまいになっている。

・総括

各国法等いずれも、対価関係が有効なことが受領者保護の一つの要件としていると評価できる。一方で、被指図者の指図実行によりなぜ対価関係に弁済の効果が生じ、もって受領者が保護されることになるのかについては、ドイツ法を除き詳しく論じられていないようである。この点は、他の三角関係型における受領者保護の可否にとって重要であるので、今回の研究を基礎にして、他の三角関係型についての各国の議論を整理していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

瀧久範「三角関係型不当利得における事実上の受領者の保護」私法 74 巻 183 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

瀧久範「三角関係型不当利得における事実上の受領者の保護」日本私法学会第 75 回大会個別報告(2011 年 10 月 9 日、神戸大学法学部)

〔図書〕(計 2 件)

田井 義信編『民法学の現在と近未来』(日本評論社、2012 年)370 頁(瀧久範「三角関係型不当利得とドイツ民法 675u 条」215 ~ 227 頁)

香川大学法学会編『現代における法と政治の探求』(成文堂、2012 年)299 頁(瀧久範「指図が有効性を欠く場合に関するドイツ判例法理 支払サービス法導入前における枠組みと実質」135 ~ 160 頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀧 久範 (TAKI Hisanori)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：40508636

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：